

偽書叢

速水行道輯録

上下

特別
11
1767
2



偽書叢

上下

41
1767
2



神書類

神別本記 四卷

去五味均平蔵



古事記傳卷二神別本記
といふも今あるハ世人の
偽造なり

天祖都城弁三神別本記といふ書は
おのれを小書に巻きて
序も多し居部宿禰成相と記し
たり云々いふに偽書
なりといひて後人の妄り
造りたるなりといふ中
いげお近きはのさの者
の化まりといへ其説皆
今の世のさるるなり
死人心といひて飯を
て中ふいよささく
あしふも其さぬ
このことさる古き書
辨目録に神別記十卷
とあるに傳はぬある
を其書として作ま
るなり十卷とあり四
卷とあるにさる
るなり天祖大御神の
都の事々の偽書に
此時父母尊共諸子
居淡路津那国而樞
當所臨天下之良處
得豊中津以是

神書

天使日神穆安於此處四方皆以此敬天上也。又云、抑都
と定むる事と定天々いひそや敬天上をいふを以て近き比の
のちとがれをいひて、是漢がまあるまきん、天といひ高天原
といふ、帝都のことと思いと、おの考とあるいふをいひ、
まて近き世の偽事、此類多し、十中も偽とつづ、あつて
こせとこるり、

玉勝間卷二三云、伊勢國其壹志郡、辛別社といふあり、ぬら祀社と
いふれ、しる神、おをいんき、俗に天照大神御神の御姓、
まんと、近き、神別本記とぬづける、おと、天照大神の御
姓、可良須女命といふある、俗説、造り出る名、此書に
書籍目録、此名、世に傳ひぬ書、それる、後、取
ま者の近き、偽、作、後、世、

はぐもいぬとのこ

今按、群書二卷、神列記、日本、十卷を裁、山室書目、
日本記私記、天孫の事、此書、今世、写本、偽書、
と、此書、今世、写本、偽書、
の事、此書、今世、写本、偽書、
神別本記、題、四卷、此書、偽書、
、巧、書、此書、偽書、
説、此書、同類、三柱、此書、
後、此書、三柱、此書、
、此書、三柱、此書、

二 神道五部書 五卷

倭姫命世記

御鎮社次記

御鎮社傳記

御鎮府本記 宝基本記

伊勢二宮折升辨如云彼之邦の事の作まらば古事記日本記
るどもも遠く古事記ありてあり其作者も古事記の人にて
名を知らざるは後人の偽作も其語意のむら内宮外宮とも
皇統の大祖より尊卑勝劣は日等の御神ありてせらるる
其説昔の事ハ次いふ神路記又説辨るども事ハ一辨ども如く
れまば今更亦ども及ぶれども猶もいふづき事有てまば此左部
妻の甲も倭姫命世記の二同日偽事なる中決て後世人ハえ造る
マド元古き事ども有るにむらも事類一其不直偽とえら
び取らば其原の四部ハむらもえらるる俗書ハ一其不直偽とえら
まば世中世間の道いへる衰へて學者の見解いと時々拙なり時代
の人よの作まらばるる中して例の漢籍の説ハまかりて陰陽休

任火徳るやいふ空理ととけるるども其いひるまはまといとせしむ
ももれ聞え又をりハ偽書の説をさしむらるるはたもむ時々の
人考く佛法を信じていふまはる尊元道行と思ひ志せる故中
ハも世中の一人尊がせむ為と聞申まらるれらる更似有る事
のまはまてまていと思ひ拙きまのこれハ讀むびいといとをかく
柄りたのせらる事多き此書ども作まらば世間の人知る事
問のまは思時なるらまらるの事まらる人皆實の事と思ひて信
こ居たり近き代りるるハ世間の道開けるの見解さるるめれ
彼書共のやゝある拙き作り事なるハ大に誰もくはらるる受
る事ハ其まらる柄え解らぬ人もまらるる事ハあはれはれれれ
をばたなるらる

今按古事記傳卷七曰倭姫命世記之物語ハ出雲神天

古事記傳卷六 辨小倭形
世記の荒事皇座皇大神荒魂
伊弉那伊弉大神所生名八十柱津
日神也一名爾織津比咩神也
此書ハ偽書ナルハ此神と
皇大神の荒魂也と由リ
古傳説アリヤ云フ
月卷ハ小正ニテカセ記信
書ハ此記ニカセ記ハ古傳説
アリ記セシ知カ
同卷五辨世記後世ノ
書ハ偽書多シカレハ
今世傳ハ古傳ノ
外ハ有シト云フ
作マセシ物アリ
同書卷廿四ハ
伊弉諾伊弉世
大神ノ丹波國
明皇三月小
書ハ種々ノ信
カセ記ハ古傳
ノ外ハ有シト
云フ

ハ論ずたぐと有テ也古史徵卷四
天照大御神一座御形八咫鏡坐也相殿二座左天現屋根命右太玉命
載此此記のいとい思ふもの事知し
二柱を放ち奉りて千力男神と豊秋津姫命と相殿と爲
下り一書曰天手力男神萬幡豊秋津姫命とあり後人乃
加筆然る一書曰とあり論れ見元同書卷二
洗鼻因以生神號速佐須良比賣神と有る文を引く

るをわし

る御鎮座傳記を著セリ人何人なるむし不枉神率
られけい無上至尊死天照大御神次ハい
豊受大御神を国常立尊小為欲く思ふ心種々
と見え天祝詞古事記書記漏る事実のやごと
多く據い記せる中其の速佐須良比賣神の傳を採記し
残し傳なる功ハ古傳ハい死助とありて二典の誤
此傳ハ正し明めらる事ハ種々の事記せる罪
と此功りらる事ハ然も大キ罪有る事ハ贖ふ所
以見え又日本書紀通澄卷一條云今按神官五部書間有
古傳明説固不可不講究但其可疑者亦不少矣蓋後人添
竄之也讀者宜審擇焉ふ有る事ハ世記の事と論

此通證より古書を撰入あるものや若説あるも猶古書とて古
き偽造より古傳説を撰し撰て記する物形づく思はるるを
以てらるる考らるるも五部書説辨を引出るは折弁辨論
たる旨趣も有まばれ其ハ假書と取見て知るべし

神道獨諾右云神道者の説小五部の書とて伊勢神宮の秘書い

傳姫世記一名大神宮本記宝基本記阿波津波命記一名鎮座飛鳥本記一名鎮

太田命本記一名鎮座傳記又是といひて此五部の書ハ古書の如く造

る偽書あり傳姫世記ハ屏佛法息奉再祥と云文あり傳姫命

八十二代垂仁天皇の皇女なりて天皇三十五年ハ伊勢国五十鈴川の

川上ハ大神の宮所を定め齋き余りて其年より以後五百

七十一年と經て二十代欽明天皇の十三年より始り佛法傳へたまはり

傳姫命五百七十一年以前ハ佛法を知らぬして屏佛法息と直ふ

安齊隨筆漫録卷之九傳勢
神宮五部書ハ偽書なり
其内傳姫世記を云々其
世記ハ伝説の目録と云々
あり皇朝傳姫命の時代ハ
佛法未日本ハ波の字是ハ
知し云々あり
又云傳姫世記云神書あり
同書其云傳姫世記云々

竹叢隨筆卷之三度會經佳出口信遠寺ニ外宮の權標也伊勢神祇五部書

偽書也宝基本記傳姫世記鎮座本記鎮座次矛記是ニ在佳此書ハ筆蹟として神宮

の秘書也とて内八杯の寫させ今世に弘くぬ

古実秘録卷中第百五部書の故典ニ五部書と稱して寫本より傳之弟の神書のや貴

ぶ者多と云々是ハ皆後ハ偽作の書にて信用する可足也書なり其五部の書ニ

云ハ大傳姫世記宝基本記心柱記御鎮座傳記御鎮座次矛記右の五部也其中宝基

本記ハ淨土の觀經にて書たる所多書なり

本邦の古書に購得せし書は多し

三ノ大御尊御事書本邦に於て其書は古く神代卷に在り其書は古く神代卷に在り其書は古く神代卷に在り

古史跡餘考中 書の古史跡餘考中 書の古史跡餘考中 書の古史跡餘考中

古史跡餘考中 書の古史跡餘考中 書の古史跡餘考中

古史跡餘考中 書の古史跡餘考中 書の古史跡餘考中 書の古史跡餘考中

幸ハ決テ有リト云フ事ハ此事ニ以テモ全篇の偽作を推考シ
此世紀を始メテ五部の書皆佛家の語を以テ書スル所ナリ
又國史又実跡ノ符合せざる事説多シ此書ハ尾張國東郷宮の神
之源寺和御居吉見たき下信四位下五部書説并上三卷を著して詳ク其論ヲ
其書と云フ知ル

大神宮儀式解 卷一缺云伊鈴の名表云古先の傳説を聞天逆太刀逆牙金
鈴天より降りて此地に留め奉りて五十鈴と号し然も有る人猶此夏に倭姫命
世記も記置て世記の全信は古くより傳せし中世作添ふる夏多し見ゆ
りたり傳たりぬる古傳に見え取なき中世作り添ふる所々其文拙く古
俗と知る入一度見古伝のまゝ中世の偽造の分別速く知察す平直長世
多し其假名のたがひを以て後世の文と思ふもの多し此各古先の傳と聞
る所あり古傳の有らざる取て其古傳の文を其まゝ各添ふる所多し
多し加へりて此各の辨り作らん中世の夏多し其文書をして
見解て後こそ其大古より有る夏後添ふる所見らめ此各の夏多し其文書をして

彼方此方とあり穴あり心地よく善きを得むを人らにせむはちかき穴も落入るは是れ
限りて風土記などの類信く難き夏と文きくをそれの巧なる聞くまよふと正しと云ふ記
せむは其非なる夏即ちなるは世記の如くは巧意ありて
添書りたる其申すも其事とらふはくは巧意ありて云々

同書卷二三云倭姫世記ハ先丹波次大倭次記伊次吉備又大倭と云
歴給ふ事見ゆハ世記の偽造なり此儀三尾長の事ハ記さぬ美濃より尾長
ハ境と接する国なるハ略して不記といはん丹波吉備記国ハありて隔たれば
若行幸あふいで其事々々云ハざる是ハ偽言なる事キカカ和朝臣外官五部
書説弁く云如くを云はして倭姫世記の夏より云々古記ありてそれ
偽と作り添するものより見明らかし始に御饗津神天照大神神詔
契と云ハ大御神丹波吉備等へ送り坐す事記し又垂仁皇女倭姫命雄略天皇
御代まで御在世又豊受大神天御中主尊靈々多賀宮伊吹戸主神と云の
類ハ偽造の文なり必用べく云

同書卷十四三右三小朝熊社の神云倭姫命世記此鏡ハ伊井諸尊伊井丹尊
鏡の事と云ふ云倭姫命世記此鏡ハ伊井諸尊伊井丹尊

所捧持ラニス自銅鏡二面ハ比々倭姫命オキ安置治りといひ又御
鎮座傳記倭姫命の御制作とし且此鏡を鑄造して功有る神の
夏と委記せり古昔イニクよりかゝる傳あらば小朝熊神鏡沙汰文正治元
年神主注進件神鏡神宮詳不存といはんや世記ハ後人の加筆區
々々ありて全く信け難く傳記ハ偽書なるハ取り足らぬ

同書卷七三云宝基本記ハ上古近宮等の年月委く記せど後人妄作
の書るハハ実々難し

稻荷神社考命婦卷下社系云倭姫命世記云御倉神専女也保鎮座傳
記云調御倉神素戔嗚命子宇迦之御魂神皇女三狐神食神是也る云ハ既に上條辨へたる如く稻
荷神使の三の狐神を心得僻めて稻荷神紛紛たたぐたりての流俗
妄謬ミカを受記せり論ミカ論ミカ足ぬ説ミカを此ミカ扱ミカ命婦社を
御倉神と又御倉上社と記せり書るは彼二書の偽妄ミカ惑

たまたる有りたり云々保食神を狐神と云々説の後、弥轉りたる誤り
云々此專と云語和名抄云々て專タツを老女オハナの義とせり日本紀私記
云々汝專タツ領東国應神天皇十三年紀とある文云々太字女オハナも波良
云義有り云々此タツ太字女オハナと云詞日本紀の訓を音便オハナと訛オハナて太字女オハナと云
有りけるオハナ老女の稱の登宇女トウウメ 土佐日記宇津保栴藤原君引用いられた
る順朝臣の思ひ誤られたる也オハナ老女オハナを登宇女トウウメと云日本記神代
石凝姥イシノコ此オハナ伊之居イノイ利度リド咩メと註せられ姥オハナを古語コゴの度トメ咩メと云けるを
後オハナの音便オハナと延トウウて登宇女トウウメと云るなり然オハナ在オハナの專オハナの太字女オハナの音便オハナと老女オハナ
登宇女トウウメ 度咩咩延とモトヨリ原未音異コトなる別語コトなるを音便の上より音便近
けオハナ順朝臣と誤混オハナられたる也オハナ古書オハナ假字オハナの違オハナへるこれらと始とぞ
云々云々斯オハナ在オハナの老女の登宇女トウウメ專字オハナを用ふるハ和名抄の誤り始とぞ
天曆オハナより前オハナ未オハナる事あり云々然オハナま倭姫命オハナ世記鎮座傳記

をハ傳説オハナ云々如オハナ古書オハナからむハ專女オハナの字オハナなるハ用ふるオハナ其
傳オハナ古音オハナなる事多オハナなるのハ斯オハナ世オハナ始オハナの掲オハナ文字オハナを用い
るハ後世オハナのハ手オハナ成オハナ出オハナたるを知らず也オハナ上オハナ條オハナ云々如オハナ偽書オハナ
第一オハナと云オハナ旧事記オハナとけオハナ此等オハナの真偽オハナ雜乱オハナと書オハナるハ根オハナ松オハナ
為オハナ難オハナきと知オハナる云々

三部神証

神道獨語云神道者の説ハ三部の神証あり天元神オハナ神オハナ神オハナ証地
元神道神オハナ証人元神力神オハナ証具オハナ此三部の神証ハ天見屋根命
の神書オハナ後ハ北斗七元星宿真后降オハナ漢字オハナわるオハナ証と云
としたり其神証見オハナ其題オハナ号オハナ據オハナ考オハナ偽書オハナと知ら
ずオハナ神オハナ神オハナ神オハナ力オハナをオハナ皆オハナ佛家オハナの詞オハナ天見屋根命の時
ハ佛法オハナなるオハナ佛家オハナの詞オハナ聞オハナ知オハナるオハナ又オハナ北斗七元

坐宿真君降を云い道家の説に似るを道家に大乙真君の名
いふ北斗星化して道人或ハ童子や成て来ると云類の手道家の
經にあつて漢字にあらハ神代の文字にてありて改て漢字に
しるしふ事やゆ神代ハ文字なるなり事ハあらハ記さるし
又後ハ云い何の時代を指すやさかど貴き神代を真君降
て漢字にあらハ音物に側ハ陳重なるなり事は何天皇の御宇哉
年月日何の地ハ降て居せりと鮮明ハ云い後暗ハ彼
以て考ふるハ彼神代ハ偽書なり定て中臣下部なり古く正し
家にてあるいふ事ハ偽書に用ひかたなりあハかたぬ
玉勝間卷上右云い下部神代ハ物有と云い昔ハかたて世ハ事
昔ハいつい世ハあはじかきハ其書ハまじ見ハんじふハ題目ハ
漢ハ佛書と云いやんじふハ神代者ハ草の
あハかるをハ書ハんじふハ

2
塩尻卷十九云或密家の僧曰廣氣記ハ古書なり世ハ行ハ然も弘法法師
貴子性靈集手出ハ見ハんじふハ文字拙ハ是ハ廣氣灌頂の事ヲ本テ後ハ
師ハ所託して作ハ所多し云いハ彼廣氣灌頂の切紙を見ハんじふハ有ハ事ハ今
と下部兼俱以來の神道其秘傳ハ多クハ彼灌頂の語意を取作りカセハ物
ること知密家ハ唐ハ傳テ其經後軌ハ合テ建ハ所カハ其家ハハ誤カ
我國の事ハ移ハハ意時を失ハ違ハ所甚ハ下部家見ハ神代以來の相傳ハハ
偽の甚ハ事ハ多クハ密家の書と見ハ故ハ下部ガ為ハ欺ハ事ハ少ハ

天地麗氣記 十八卷

太神宮本記歸正抄卷二云麗氣記卷五神天上一次并此書僧空

神道辨惑

云此麗氣記といふもの後人附會の偽作なり真

言教に於て取用する偽書多し偽作世紀の意を以て外宮鎮座

の事と長し書する偽作世紀以後代の偽作りて弘法大師より遠く

後のものである且此麗氣記の云々は空海撰と書れり其の至り

空海の言や或は最澄の曰るごとく書たるものれば大師の撰りたるもの

なり

天書記 十卷

安存通事下記此系 竹叢隨筆表云偽書天書

和學辨卷上云省成の天書は亡びて今傳ふる本は偽撰なり

群書三賢卷一云御宇書目々大納言藤原成成撰と記せりといふ

此書を亡失して傳はらざり今世々天書或は天書記と題して詳

略の二本流布さして其偽書なりと論をなすたゞ其書終

代々の天皇の漢名を御書

血字談辨卷二云天野信景が

説は是八歳に氣瀧頂の書なり

と本より後人空海に託して

偽を作さるるなりと云ふ

小然見入る末小空海の言なり

と云ふ事有りは空海に託し

て西部神道と云ふもの者の

作といはるるは相違書及び

西部神道三箇云々の事なり

偽書と辨論するなり

古筆傳卷五云此天書記

天書は六回云此天書といふ物

を引く引く大なり書記は

て書記より今其の偽なり

書たる物なり其文の中其

拙きこと多し書記と筆の異なる

を云ふなりははははは

以て申す凡ハ桓武天皇の御世
より後ハ作まる書ありしは
てかまハ今其とて傳ハ偽
書の又偽書あり

神代記の事どもを潤色して文辞を改める物ありて略本ハ僅ク三十
餘卷と十卷に分てり云々

古史徴卷二四十一云々天書と云物ありとハ釋記等々引系拠て
作まる書書と見えたり

古事記傳卷五三十三云々神
宮實錄 一卷

群書一覽卷一神書云。義俊云神皇實錄不多親王御撰と云

思全神の此相殿小坐
在て伊勢の書ハ見え
幸ハ神代記神皇實錄
と云知ハ見え
後人の目事尤依て
依ハ臣ら
相殿ハ伊勢大神宮
相殿云々

昔の傳はる今寫し傳ふる偽書多
唯 一 神道名法要集 二卷

同書云原本二卷を刊本訛て二卷に分てり萬壽年中ト
部兼延作といし傳才たきる實ハ後世の兼延寺神佛習合

全書卷五八十一云神皇實錄云々
神代記の國次桓武天皇
五代ハ漢人の論せる云々
抑もて水藏戸火藏戸木
藏戸る云々是ハ九て云々
書るれハ藏戸て云々古書あり
いと取て云々やあし

此書の事巫學談弊四三辨駁せて説長ハ此ハ遺せて破き見
の徒の偽書なるなりといハ羅山の辨あり云々

和歌書籍考卷一神書云一巻板本訛て二本に分てり萬壽年中ト
部兼延作ト云傳アリト云トモ實ハ後世の兼延寺神佛習合

ノ偽書ナルト云羅山の辨アリ上宮太子推古天皇密奏ハ諸佛教者
為萬法之花實佛教者為萬法之枝葉神道者為萬法之根本

彼二教者皆是神道分化也ト云吾神道者汲三氣之元水遂不
嘗三教之一滴ト云旨奥意ニ暗キ説ト知ルベシ

類聚名物考神代云名法要集大織冠曰吾唯一神道者以天地為書籍
以日月為證明今思ふ此書ハ三件事の多く其家ハ為り作まる物なり

いって大織冠の頃此類の詞や有べき推ても知らず幸なり
竹叢隨筆卷十云偽書名法要集

此書世所傳者他本
校之

本朝神社考云云彼名法要
集者其後後集兼但高麗之
偽書而託兼延也其書載諸
公首級淨居說偈之狀又引
大神宮形文者詳言東大寺
草創之事其書非兼延所撰
後延兼但數神祖人而稱其
祖行人之視已實歸肝也何其
可捨哉

尊葉草紙上卷 結細家云名法要集上卷本文考其本迹縁起神道兩

部習令神道元本宗源神道是三家神道云云記云其元本宗源下

部傳末ノ神道ト云テ記云元者明陰陽不測ノ元々本者明未分元神

故飯萬法紙之元初是宗上云源ハ明和光同塵之神化故開一切利物

本基是云源ト云一念不生也 和光同塵凡一切利物杯ト云唯一ト云云

唯一神道々統傳圖ヲ載テ天照大神ヨリ天児屋根命ヘツリ夫ヨリ代々トテ

後陽成院御時ト部兼見ヘツリ一糸院御宇ト兼延也其書ハ不審

其奥ト兼延ノ奥書見エタリイカニ云云 唯一ト云事兩部ヨリ後ニ設名名ト

予著トシ神明憑憑談ニ伸カガ知

宿紙ヲ水雲紙ト号百右水雲ハ神代料紙ノ名也日月房三星宿降眞神

經於漢字此紙也自余以來改名是祢宿紙トテ一熟心ノ名澆固意ノ熟紙

字延喜書ニ出ル是ヲ清テ讀ガ為ニ宿紙添カ方終ニ通字ニ成ル三星宿宇

六非不嗟呼ト部氏夫ヲ不知カ巧メルカ脩ニヤ其ハニヤ取不足而已其上日月房
三宿トハ何宿紙ハ俗ニ云ウス墨ト云紙ノ古来ハ禁中御用反古ヲ申非又川去
処ニ水ニ浸シチタキ漉改テ其川ヲ紙屋川ト云リ今野社ト平野社ト問
川ノ今ハ熊ト薄ト墨ヲ加テ新ニク西洞院松原也紙漉職

猶辨あり本書就て見し

熱田問答雜錄

此標注ハ秦島ト吉
且恭軒翁ト幸和朝
臣也

参考熱田縁起標注云熱田問答雜錄云朱鳥元年十二月勅宣使
正三位行權中納言源朝臣葛之參議從三位平朝臣兼采四位上行左大臣
橘朝臣節好檢非違使官道宿禰直正同月五日正遷宮自此為官社是社
守七員免徭役吉見恭軒翁云中納言等官名持統以後所置且源平等
姓此時未之有也則此書後人所妄記也

一宮記 一卷

類聚名物考 神祇
幸小諸國一宮記
其始詳者一宮記
あり是後人の妄作也
物なり

十六夜日記残月抄卷一云一宮記古書あり云一宮記古書あり云一宮記古書あり云
筑前續風土記四郡河郡住吉社の条云建武三年尊氏九
州下向の時此御神々祈り神領寄進ありし文書今に至り神
職の家名も留まり其文章云寄進筑前國一宮豊前國河
崎左也右今度之義兵遂本望祈天下之安寧家門敏事昌
所寄進如件建武三年三月八日源朝臣書判有云右の書及
其外の文書筑前一宮住吉と傳り今ハ相崎宮を以て一宮
といふの比何事の改めけらや云とある一宮記ハ宮
崎宮を載るれが建武以後の書なるをハうつふし門人北条時
鄰がよごりに鹿嶋神宮の本をみり小山崎垂加るどが
比の書がまかりきしりさもありんかし

大六根清淨被詞

南嶺子卷三今の神道者云六根清淨被詞法華經法師功德品の聞香の段に四覺經の清淨部と取合せて妄作たる文を唱へ神事似る佛事誠く多し紫雲米と書ふより其しきれ

○大御宮儀三解卷三三三三三被詞の穢を清めて作六根清淨を以ては清淨なるを

同書右云六根清淨被詞あり是佛法を以て作する被詞なり後代人の偽作るり佛法の眼耳鼻舌身意を六根といふ又六誠

といふ國の教らつめりしむか

といふ色声香味觸法を六塵と云又六入とも六塵六根といふ

○大御國の古意いふるに

を塵土塵土を六塵の六根より入来て心を煩し悩むしと云ふ

出たる被といふ難し但難

禪を見て心に諸の禪をさめざるが云詞を作するに佛法の

○尻口物語り六根清淨被詞

父母毒子の思愛を棄て家を出たて世人の文を絶ち獨り

持たぬ物をもえ來後世

樹下石とを居跡として唯の六塵の六根を入来るを除去

の仏者大日經を本として

作する物なり其初は天照心の煩悩を除去するに心を清淨かりて心を動かし毒死

大神曰るに有さく先六根

云々語よりして皇御そこの心の如くゆるるを毒を棄てはまじはる天竺の風俗中世を毒

井戸知らぬ云はばし語

仏語なり諸法影の形如たるを食の事業せせむ在る人上天子より下臣民に至るまで各務め

外宮儀式解卷一一は神宮雜事記正本世に絶て今ある本其名を借
て後記したる偽書なり其中今京より以來の事々記せるハ国史や
合まば取かたし奈良以前の事ハ跡なき事説と別まばよく撰じ取
むのなり

按同書右六云大府記兼曆三年二月廿日云去十八日伊勢大神宮
内宮之外院七十餘宇并累代文書印鑰為灰燼由大神宮司言上
云上論真の雜事記の
絶たむと思ふハ此時なり云々

類聚神祇本源 十五卷

大神宮儀式解卷十四鳴神祇本源と云ふハ別雷社在離宮神
と云り湯田社の事也考へし此神祇本源不信の書をかくから事ハ
無き
ものれが古く云傳より書せらるん

竹叢隨筆去偽書神祇本源

前々太平記 四十卷

前々太平記 廿一卷

自序新記云々太平記云々太平記云々太平記云々太平記云々

今 播磨田光大の新記の云々云々
才了平山素庵の云々云々
化者ハ陰謀に依テ事都ラ板出ハ
八十二云云云々
云々云々云々

澤谷史記 十七卷
美作史記 廿卷

日書新云々日書云々日書云々日書云々

雜史
日書新云々日書云々日書云々日書云々

五 信長記 十五卷

武田考證卷十三云此書偽多と悉く信難

口書

聖君林業史開元紀卷之五

又信長記の内甚偽多き由大久保亮

なまの史教る所記くことありては廿二信書多し古書やくは

古書死ぶ多し一尋の信傳いごと。我は信字るべ限はらる

おれはつららるるらりては或るの書もたのぬ多し

と世軍は字老といふ老の書はるるを信傳化多しゆり生

徳川歴代記

武徳編事集成御云大須賀康高が述下内徳川歴代記平右親吉が

三河後園土記

假し参河後園土記等差異甚しき偽多し其餘数多し誤脱 神祖

逸史首卷

参考 洪任ヲラスミマノ四民忠義 晦者悉く身守政矣是予生涯 精力ヲ尽スル也

難波戦記

今按此書の偽多し或は武徳御事集成より取り今ハニ毒

同書云戦記有数本而善本甚少大坂坊間所喜傳之諸

本偽多為殊甚。今按逸史ハ金崎氏の藏書るる万幸頼

異本関原軍記六卷

方二階堂行憲の両携あること引用あり

足利治乱記二卷

浅井日記二卷

異本勢及軍記二卷

同書云澤田氏郷所著諸書 氏郷所 偽撰 假託 矯証 惑世之者

先輩亦或既加并駁則皆在予所証矣

今 按氏郷偽撰の書猶諸家大書名は原或は和論諸あ

りあり自ら負文雜花の説と奉るが如しこゝ先輩亦或既加并

駁と云ふ此等を指るは是して逸史の須書ハ氏郷所撰内

又稱之角中勢偽撰佐木氏裔とあり

安齊隨筆卷七僂云近世の書ハ東鑑ハ見えざる事と記しる書

リ夫ハ近世の人の偽作多説りて出所なき説るれば一向取り定ら

秋葉夏開私記 漢ラ五七

安齊隨筆卷七僂云近世の書ハ東鑑ハ見えざる事と記しる書

リ夫ハ近世の人の偽作多説りて出所なき説るれば一向取り定ら

又稱之角中勢偽撰佐木氏裔とあり

敗と云ふ此等を指るは是して逸史の須書ハ氏郷所撰内

又稱之角中勢偽撰佐木氏裔とあり

又稱之角中勢偽撰佐木氏裔とあり

又稱之角中勢偽撰佐木氏裔とあり

又稱之角中勢偽撰佐木氏裔とあり

日蓮本國論と歎きしヨリ
外八軒見エズ

多氣堂窓 二卷

後太平記 四十二卷

南朝太平記 二十卷

櫻木物語

仙北紫卷

吉野卷

南山巡狩録首卷飢云足利記多氣堂窓後太平記南朝太平記
南木武巡云等ハ之を僞作し一事と古き附会せしものらゆら
とらふ云櫻木物語紫卷吉野卷等ハ近世の僞作にして其説
信を足らぬ

太平評判
紫卷考

記録類

枝葉見聞私記 七十一卷

藤九郎盛長記 五十卷

春草卷下 大道物僞書 云枝葉見聞私記ハ大江廣元日記

と号す頼朝時代の日記ありと云享保年中加藤仙庵元の

名ハ須磨石不音云浪人者の僞作とる書又藤九郎

盛長記ハ右同人の僞作とる云

貞丈雜記卷十六 評云 右の見聞私記ハ大江廣元の作と云

右の書とるに年代の古遠と云り故実を知らぬ者のとる

僞作とる書あり

有徳院孫氏吟味成名僞書と宛りたる

今按僞書成嶋道流ハ作甘んるりと云

記録

梅園日記後此ハ三

格四漫筆卷 小云枝葉見
聞私記ハ藤九郎盛長記也
類名物考 頼朝 盛長記
鎌倉の時藤九郎盛長記あり
と云はしむ僞作なり
枝葉見聞私記書僞書と名實
大江廣元の日記と云是亦僞作
なり
今按藤九郎見聞私記ハ同書
なるよりまことなり別書ハ藤九

室町殿日記 廿五卷

秋草卷上東百官之事云室町殿日記と云書真字と書
廿五卷あり尊氏義詮義満三代の事を記し卷尾に花鳥
井雅綱の跋あり是偽書なり事実を記さず実録と曾て
合りも載せざる人の名東百官の名多し室町殿の時代東
百官といふ名目あるが且名付る人少

貞丈雜記卷十六野云室町記六卷真字是実録之又
室町殿日記十卷ガリ是又実録之室町殿日記真字三書廿五卷
是偽書之用なきべ

今按秋草卷下偽書云此書どの事といいて室町記
一名花管三代記とあり

弘安記

堂嶋抄附録云按本書記文永弘安事甚詳然後人所
偽作謬誤不少仍不取正篇下倣之

梅園日記卷四坂額非云坂額を醜女といふ説ハ吾妻鏡と説

て文義を味ざり誤なり彼書云建仁元年六月廿八日藤澤四
郎清親相具囚人資盛姨母号坂額参上云々通其座中央進

居于簾下云々但於顔色殆可醜女房陵園妾女房廿九日何佐利與一義遠

主以女房申云越州囚女被定既配所者態欲申預云々といて

按たる小殆可醜白氏文集小陵園妾ハ美人なり自氏文集小

此意ハ陵園妾より醜此意ハ尋常の婦
女ハ及ぶべしとあり又按ずる此書の点誤り多クハ可醜
陵園妾と改しべき云々附識云扶桑見聞私記此意を記す
畠山重忠和田義盛小山朝政比企能員三浦義村以侍所小

候も其座中央進居簾下小通也 按小吾妻鏡ハ六通其座中央進居于簾下と云あり通ハト申ル也
比といふも敢て對揚耻べくはもの程なり但其長六尺有餘手足太逞
して偏々二王を作損をまごころ 按小但其長より是まじ
殆陵園母より醜べし十九日阿佐利與二義遠主奥方の 按小此三宇音
奥方の當時の 奥方の當時の 女房を以て申云哉州の囚人女既中配流に定まらば態と預
り申えんと欲せしむる 按小此三宇音 義遠を免し給はる阿佐利是を賜
ふ事とて甲斐國を下向し先年木曾殿の妾巴女篋倉を召下す
の時和國義盛これと申賜ひ事とて朝比奈義房を産り與二義
遠主是とてやみ今度及額を賜ふ巴女無双の美女あり及額無
双を女より力や放てり勝劣ありは顔に放てり天地將隔の美有と諸
人評どもと云 按小先年木曾殿以下 又吾妻鏡能態欲申預くと云あり

有職類 弘仁式 十卷

弘仁格序 今三朝小引格序三行格類聚ニ本朝文格編載不云正序ノ首中尾ニ

類聚名物考 調度云今字
自觀式ハハニテハ弘仁式
同ハ自延喜式ハニテハ弘仁式
世ハ偽書あり用ハニテ

和學釋卷下云弘仁式ハ今も有といふも偽書なり云
古史徵用類記卷下 上件三曲ノ系統 云弘仁式ハ云云木田經雅神主の
内官儀式解云弘仁式ハ今世ノ残マシと神宮の事云々註云云但し
証雅のの見られし弘仁式ハ如何なるも手が見たるハ十卷の古書
引るに校合たるハ早く偽書なり有ける
伴信友 辭書 云偽本弘仁式更 信友按云凡テ延喜式ヲアラス取直
ニテ彼其精粗ヲ三祭料ノ物トハ聊々西ノ減シカ有リ其ハ延喜式以前
モノト見セシ為ノ手段ニ仕立名物ニテ此式中大原野祭儀アリ此文
仁壽元年二月十二日別制大原野祭儀一准梅宮祭ト云大鏡ニシカアリ
弘仁式ハ弘仁十一年ニ撰奏云云仁壽ヨリハ三十餘年前ニ成名物ト云

有職

野登侯ヲ載レルキニ此一條ニモ真式ナラズテ明証之又七野宮年中
行幸本朝月令年中行幸秘抄等引弘仁式文ニ少クモ合名テ十三卷ニ
明証ナリ

弘安禮節 三卷

安齋隨筆 卷四第九云弘安禮節一冊なりハ正本有り三卷なりハ偽

書なり白石の軍書考の別
に於ハ十三卷の偽書也

公洗革新安の文 卷右の十三卷の弘安禮節新井氏後守の嫡孫

源太郎邦孝に借り寫し得じと熟考する偽書なり既に偽作なり偽

書たり仔細の假字本の奥に記したまは略す

中家實録 二十卷

伴信友云此頃中家實録と題する二十卷の書を見り第一より第十

全此書と同じ第十一より二十卷までは別人の著作と添テ題名ヲ替へたり

補入

大進物秘記 二卷

格致漫筆共 小大進物
秘記 兼 倭人影撰 故 著

春草卷下大進物秘記の筆 杖幸貝圖秘記 共近年板行する大進物秘記

養和三年頼朝の時の大進物の云るりや載るるを正保甲申武
藏国畫鴻郡王子村中島津藩摩牛光久の宣命より港行

せ 大進物御覽記を本よりて島津氏の家臣村中検見鴨次を
勤し者の名を悉く頼朝の時の侍の名を悉く書せり始語の式は御覽

記の版を用いし馬場の砂其外のみは御覽記に見えざる新作
の妄説も交りて世人をまどとせし其罪輕かぬ事こそ

在りしと云ふ事なきは
大進物秘記の筆
大進物秘記の筆
大進物秘記の筆

貞丈新記卷下甲 云 大進物秘記之書二冊板行す 三浦久

上段分五人の作として其書の末に石多人の連名あり是大なる
偽りとの大進物の古書の切きとづれと云へば取あつて近年の
新し作意を取交て綴るる古法にも曾て云之るものと云へば
書る物也又徳大寺家の大進物の書といふ物有る是は正保甲申
或は豊嶋郡王子村中島津藩摩牛の港行する大進物の作法
以て隆倉頼朝時代のものを作しる 村中検見具外は皆隆倉代
の武士の名を用てりし奥書は徳大寺家の 秘書なり記しり大
き形を似せしこれらの偽書を知らざりて せしむる人其歎らるる
今按春草なる大進物秘記と雜記なる徳大寺家の大進物の
書と同書の如くやえりし地を新記し列す大進物秘記有りし
後には ねも考ふべきなり 新記の頭書に大進物秘記は
見聞秘記の抜書なり偽作の物なり有る

犬道物語 一卷

自文雜記卷十六元和八年云鳴津十郎左衛門久慶記る犬道物の書
一卷有記る書其書頼朝時代の犬道物の事を書く繪圖も
有り其いづかた書之偽書なるべし騎射秘抄の序犬道物は鎌倉の
右大臣家實朝の子の時権專はるよりこえりて然る頼朝の時犬道
物有りト記之偽書なり事明し

十張弓之巻

冬草右云十張弓之巻云書あり十張といふ作形弓紫語弓
篋弓腹形弓弦音弓羅形弓流弓水旱弓刺籠弓白桐弓
是あり此十張の制作の式を記し又外小十三ヶ條弓矢の事を載て
終り小應永世八月十有小金原備前守持長同民部少輔
持清寛正五月十日多賀豊後守高長同豊後守高忠と記

して次小年月云水嶋ト也之成伊藤甚左衛門幸氏と記せり
小笠原多賀等の名を記し之偽書なり水嶋が例の毒作
る之十張乃中流弓柳弓作白桐弓作白柳弓
桐弓材之いづ古書之曾て又通一矢の事記り應永寛
正の比通一矢といふ事也其外小笠原多賀の記之違ひる事あり
其外十張弓水嶋が毒作疑ひる水嶋ト也といふ者小笠原
流と稱して偽作毒説はる事甚多し

五憲法

群書一覽卷二有職類十七箇條憲法の條云又一本五憲法号中書り
卷首小憲法本記云いづ通蒙憲法政家憲法儒士憲
法神職憲法釋氏憲法小分ち各十七ヶ條とす初
の通蒙憲法云いづ小のハ拾及抄子載る心の十七箇條

憲法にして拾叢の第一箇條と此書の第一箇條とを
拾叢の第一箇條を此書の第一十七箇條とせしめて改家憲
はまを釋氏憲法小至るまで今後人偽作のものと見え
て小此字の代り俗語の這の字を用ゐるなり大成の憲法
本記小比校して其惑いをおくはし

南朝公卿補任 四卷

伴信友近代の偽書あり藤貞幹の作なり
南山巡狩録首卷飢云南朝補任を等々近世の偽作なり其説
こと信を足らざる

氏族類

聖德太子傳曆 一名平氏一卷 二本

類聚名物考論 今今の
太子傳の全くの偽書なり微三
四の所有り書名は有て圖た
を後に出家の人の偽作なり
物なり五百手は至らぬ物なり
同書 誠云太子傳本本聖
德太子初て論語訓を為
左の漢を附右の訓を附給ふ
るの如し此論語の左の訓毎
五是也右の訓何解途羅加
多羅羅尾鐵四加其途途頭非
途途尔阿多留是也是なり
己下の章句義を附いて訓を
附留りの如し是より以後昔
國の人民漢文の句を以て我
國の文書を讀み如しは空
小是大小の作なり字向を訓
ふ小實成途比頭とて手
結をたす又假名達より存以
牙等の假名は都て天を以て

安齊隨筆袖體訓卷云太子傳曆印本あり今絶板して世に少く此書
聖德太子一生の傳記に撰者平氏とあり其名字並時代詳ならず太子
傳と日本記の引合せざる日本記に載るる年月も其偽作明らざる
見ゆ故に日本記に載るる年月を拾いて偽を述ぶ者古き偽書に
彼日本記に載るる年月を擧ぐる如巧なる偽作なり草々太子墓を作つ時
こころましかにこころ子孫ありて宣ふ事と書かす印本の太子傳を引るる
日本記竟宴和哥の首書沙門契沖が記さるる一心戒文所引用太子傳今
所流布太子傳あり戒文の太子傳古書なるべし或人云今世又太子傳凡三通

氏族

或は通ひて継ぐも同じ所
書

りあり其内に見合せ可い證初の戒文は延暦寺の僧光定所作は流本後
紀の戒文撰し奉らる幸見えりとあり貞丈按太子傳は古本といふ信じ
難し太子は日本に佛法を弘めたる太祖の故佛氏の徒尊常の餘り奇妙不
思儀奇怪妖妄の事蹟を述て太子と讚美す皆偽作不足取のこ

武器考證卷七云未知平氏何人也其書古作也然淫仙之徒所記妄誕
証言不可信者也

旧事本記制偽云太子傳は雜言に仏説を執妖妄奇怪の事と載るは信用
乏しく其書

古事記傳卷七古事記傳卷七云聖德太子傳曆班鳩宮之書丹波火之火村中
丹心者入沼と云哥あは此の哥行道云此の哥は佐泥佐斯佐賀年能表也述も
由流能本那迦多知斗比斯岐美波母と云
を申せんと云と作てかたは物ありて復書は此記書記の哥とぬをて
少しかへる彼此とあり

取我慨言卷上之上取我慨言卷上之上 推古天皇の御年曆王 平氏の聖德太子傳曆
此隋王の書の事といふや天皇の向せらる太子の御答の天子賜諸候王書
式也然皇帝之字天下二耳而用皇字彼有其礼と申給ふ記するハ
書記の皇字と云く造まる事聞えりて此傳曆はかる類いの
造り事多しと信

字書類

類聚名義抄

十二卷

京上御覽稿草本部木槿とあるを記し一條天皇より以前ハナラフナキ事トテ類聚名義抄ハ薛夫六十五又アサカホコ見エテ多ク御子此書類官達依ル出ホシ物ナラザル

山口采中巻はしい云名義抄云々このまハ非めれど内引用

予の意を前ししとゆる日本紀私記を引ると同じくらをへ也

今按此コト前コト後コト私記を引て云コト説コト國史類本

書の條載せて供考トシ

二人九秘抄 一卷

作歌故實卷一三世定家卿三部假名鈔言叙卷上云二人九秘抄といふ此注ハ引れ偽物

假名遣一云のありし今假名二つの中ハ二つ當ル事有ら偽物を云や引ハ引人コトナク

云ハ古假名遣大牧助親行が拾遺愚草の清書セム考トシ仲元人をシまシんトるコト相ハ今系コトあり中ハも兼平天曆の比トリ

証一を孫の行阿定家假名遣と云ハハせハなりコトハハ四

聲ト重トるコトハハ古書明

字書

正書ハのコトハハ有ベきコト後人の補を待ベきコト

類聚名物考 諸書三信其物類
抄 大御言 藤原経信卿の作也
三六傳事 李公は印が百五拾
穂抄の傳考の中より傳事と云りし

さるのまじりたるも多し くれかきも其の古き本なりけりやぞ
のまじりたるも多し くれかきも其の古き本なりけりやぞ
のまじりたるも多し くれかきも其の古き本なりけりやぞ
のまじりたるも多し くれかきも其の古き本なりけりやぞ

三 ぼけおほき物

物類類

知願集 三卷
群書目録 三卷
知願集 三卷

解書 見卷三十九 云々 在平信長が化の事 自らなる事 記す

知願集 三卷
群書目録 三卷
知願集 三卷
これ大御言経信の著作
と云傳に廿二卷に二件 禪
の書に論すは信願
集の廿二卷に馬頭観音
小所 知願集 観音の化身
云々 其外 知願集の
是後世の色好入は馬の

たけはりたる事 信長の中は信書 一は其の信と馬の
信書 一は其の信と馬の
信書 一は其の信と馬の
信書 一は其の信と馬の

知願集 三卷
群書目録 三卷
知願集 三卷
これ大御言経信の著作
と云傳に廿二卷に二件 禪
の書に論すは信願
集の廿二卷に馬頭観音
小所 知願集 観音の化身
云々 其外 知願集の
是後世の色好入は馬の

信書 一は其の信と馬の
信書 一は其の信と馬の
信書 一は其の信と馬の
信書 一は其の信と馬の

信書 一は其の信と馬の
信書 一は其の信と馬の
信書 一は其の信と馬の
信書 一は其の信と馬の

知願集 三卷
群書目録 三卷
知願集 三卷
これ大御言経信の著作
と云傳に廿二卷に二件 禪
の書に論すは信願
集の廿二卷に馬頭観音
小所 知願集 観音の化身
云々 其外 知願集の
是後世の色好入は馬の

信書 一は其の信と馬の
信書 一は其の信と馬の
信書 一は其の信と馬の
信書 一は其の信と馬の

知願集 三卷
群書目録 三卷
知願集 三卷
これ大御言経信の著作
と云傳に廿二卷に二件 禪
の書に論すは信願
集の廿二卷に馬頭観音
小所 知願集 観音の化身
云々 其外 知願集の
是後世の色好入は馬の

信書 一は其の信と馬の
信書 一は其の信と馬の
信書 一は其の信と馬の
信書 一は其の信と馬の

知願集 三卷
群書目録 三卷
知願集 三卷
これ大御言経信の著作
と云傳に廿二卷に二件 禪
の書に論すは信願
集の廿二卷に馬頭観音
小所 知願集 観音の化身
云々 其外 知願集の
是後世の色好入は馬の

信書 一は其の信と馬の
信書 一は其の信と馬の
信書 一は其の信と馬の
信書 一は其の信と馬の

知願集 三卷
群書目録 三卷
知願集 三卷
これ大御言経信の著作
と云傳に廿二卷に二件 禪
の書に論すは信願
集の廿二卷に馬頭観音
小所 知願集 観音の化身
云々 其外 知願集の
是後世の色好入は馬の

信書 一は其の信と馬の
信書 一は其の信と馬の
信書 一は其の信と馬の
信書 一は其の信と馬の

知願集 三卷
群書目録 三卷
知願集 三卷
これ大御言経信の著作
と云傳に廿二卷に二件 禪
の書に論すは信願
集の廿二卷に馬頭観音
小所 知願集 観音の化身
云々 其外 知願集の
是後世の色好入は馬の

信書 一は其の信と馬の
信書 一は其の信と馬の
信書 一は其の信と馬の
信書 一は其の信と馬の

知願集 三卷
群書目録 三卷
知願集 三卷
これ大御言経信の著作
と云傳に廿二卷に二件 禪
の書に論すは信願
集の廿二卷に馬頭観音
小所 知願集 観音の化身
云々 其外 知願集の
是後世の色好入は馬の

信書 一は其の信と馬の
信書 一は其の信と馬の
信書 一は其の信と馬の
信書 一は其の信と馬の

知願集 三卷
群書目録 三卷
知願集 三卷
これ大御言経信の著作
と云傳に廿二卷に二件 禪
の書に論すは信願
集の廿二卷に馬頭観音
小所 知願集 観音の化身
云々 其外 知願集の
是後世の色好入は馬の

信書 一は其の信と馬の
信書 一は其の信と馬の
信書 一は其の信と馬の
信書 一は其の信と馬の

此書は四十年月の公筆と云ふ
 鴨の社願の多しと云ふべし
 巻数に分つ事上の四季物語
 多し多しといふ文章の修し
 なる短し云々
 安永通年(天明) 巻三 物語
 長明の四季物語の偽書は八朝祝の
 記に正史実事に見えざる用事
 此の他は母の正史に又嘉祥
 二年の記に正史実事に見えざる
 事の者長明の各々信の物作
 なる

偽書なるべしなる偽の信に
 今 揚るわ群書は四巻
 三巻の偽書は長原の
 巻三 物語
 巻四 物語
 巻五 物語
 巻六 物語
 巻七 物語
 巻八 物語
 巻九 物語
 巻十 物語
 巻十一 物語
 巻十二 物語
 巻十三 物語
 巻十四 物語
 巻十五 物語
 巻十六 物語
 巻十七 物語
 巻十八 物語
 巻十九 物語
 巻二十 物語
 巻二十一 物語
 巻二十二 物語
 巻二十三 物語
 巻二十四 物語
 巻二十五 物語
 巻二十六 物語
 巻二十七 物語
 巻二十八 物語
 巻二十九 物語
 巻三十 物語
 巻三十一 物語
 巻三十二 物語
 巻三十三 物語
 巻三十四 物語
 巻三十五 物語
 巻三十六 物語
 巻三十七 物語
 巻三十八 物語
 巻三十九 物語
 巻四十 物語
 巻四十一 物語
 巻四十二 物語
 巻四十三 物語
 巻四十四 物語
 巻四十五 物語
 巻四十六 物語
 巻四十七 物語
 巻四十八 物語
 巻四十九 物語
 巻五十 物語

住吉物語 二巻

群書一見巻三 住吉高僧の伝と成てまは住吉の事なる

今廿二のいし昔の事とて後人の記きしとて廿二傳院
 の由まはなりとありしは
 今按契沖(正)ニセリ
 まはくは廿二の事なる

百一首及観抄巻

今廿二傳院と称せら
 三條天皇(白)皇子(夜明)
 親王の御事(後)傳天
 皇の太子(白)皇子(夜明)
 後(白)皇子(夜明)皇子
 皇子(夜明)皇子(夜明)皇子(夜明)

倍よむ記きしとて今其物語とて廿二傳院の事
 してしは傳吉物語なるありしは傳吉物語なるありしは
 倍よむ記きしとて今其物語とて廿二傳院の事
 してしは傳吉物語なるありしは傳吉物語なるありしは

宇比麻奈備下巻 同傳の小今に傳吉物語なるありしは
 甚後世の拙き文も傳吉物語なるありしは
 ころく補すも傳吉

源氏雲隱

六卷

附山路露

主上御巻二の作書修二の書
隠卷八名の三有詞の世
武部心あり事々々を今世
小其巻三別あり後の人の
あつと見たり居らぬ杜
き物なり又山路の露を遺傳
橋巻の末山つた物あり
そこの雲隱といふ物や
る二編はさうなまは猶後入
の作らるる武部心あり
似てくぬやいとよる同
巻八

群書一覽卷三類云け書之三卷の奥書なる雲隱二冊光原は物語
全部者也此武部御音宝殿に奉納中誠一菩薩三秘本南寺に
什物也康平元比成暦正月日石山寺住僧大僧都信譽又云石山寺
参童雲夢有て此六冊を給ら後清光寺の宝納たり奥書有て
元元元年九月二日三位權中納言藤原親兼といひて此書より
偽書なりと奥書の辛詠いかはりたり
以下除く

其書ハ源義弁引抄云雲隱三卷也此六とは地水火風空識の六
ノ位と入り聚合され萬物ノ形とあらは雜散まま本分の空とるを
雲隱と号するこの巻の名有り詞ありはゆめ此部の所は佛の眼目
云々

今昔弁引抄の説例の佛の詣りる言ふトトト無き事ナク

まい由聞ひなり
又御書ハ全巻の家より出ても
ふみ物作らる

須磨記 一巻

類聚名物考論世山須磨石
御記にて一本本官立相性また
御尋の和歌集にて有八日俗言
して取も足らぬ物なり

類聚名物考論云須磨御記二冊是又菅家能登左近の特通す
かつ書せ給へる物云云其の白大夫りや歌を申さるる
まわりたり中古り有しハ條殿の家本にて傳訓たり付たり物と有
て其時代の物也此書自ら明らぬ依原左衛門督廣重といふ
やいともひろくして海も実といふものこれにいふやいともあるや
から類聚取らば多しふまてていふ

松浦日記 一巻

日記碑云は松浦らう三年まで後ち五の松ありしとるは月記
やぞね海の月記といふけるは二冊さうらうらうくはててふか
ていふ書ありしはふかへるふかへるふかへるふかへるふかへる
の松浦日記といふ

長州海道記 一巻 三本

長州海道記一巻三本
長州の海道記といふ

記行

二書あり、その後、方々所見、元五三附在十日、丁、字、降、金、より、中

き、麻、俾、四、三、より、五、社、より、四、五、あり、海、区、元、の、貞、元、二、年、
介、の、首、元、元、の、事、を、い、ふ、入、最、の、後、七、年、と、海、区、の、元、元、
金、若、く、わ、る、と、所、あり、後、の、昔、より、下、り、と、い、ふ、事、の、
凡、終、り、を、い、ふ、元、元、の、事、の、元、元、の、事、の、
より、あり、口書、元、元、の、事、の、
の、下、り、と、い、ふ、事、の、

今、拙、の、群、書、元、元、の、類、類、の、事、を、我、り、且、惟、中、の、後、
と、い、ふ、事、の、元、元、の、事、の、元、元、の、事、の、
海、区、の、元、元、の、事、の、元、元、の、事、の、

和、板、書、籍、考、卷、四、雜記、二、冊、あり、元、一、冊、誤、テ、二、冊、分、シ、白、河、の、
邊、中、山、麓、に、住、ス、ル、閑、人、後、堀、河、院、貞、應、二、年、二、錄、倉、へ、下、ル、紀、
行、也、傳、馬、の、誤、り、り、幽、齋、老、人、跋、り、長、明、作、ト、云、傳、へ、り、不、

審、也、源、光、行、作、タ、レ、ト、訓、羅、山、文、集、二、見、へ、り、
新、編、鎌、倉、志、引用、云、海、道、記、世、日、鴨、長、明、海、道、記、者、非、也、歌、松、
名、寄、以、海、道、記、所、載、和、歌、為、鴨、長、明、今、按、歌、者、長、明、作、而、詞、者、
後、人、所、替、也、乎、

羅、山、文、集、卷、五、五、是、書、の、跋、云、此、記、世、稱、鴨、長、明、所、作、也、按、夫、木、抄、載、此、記、
中、之、旨、上、白、雲、等、倭、歌、數、首、皆、以、為、源、光、行、東、行、之、詠、然、則、世、之、所、稱、誤、矣、

中之旨、上、白、雲、等、倭、歌、數、首、皆、以、為、源、光、行、東、行、之、詠、然、則、世、之、所、稱、誤、矣、

方々分三

偽書部

撰集共

古万葉集序

古今集序注

古今三島三不傳

併集抄

家集共

歌仙家集

人丸集

赤人集

後丸集

赤持集

業平集

遍雅集

行執集

十町集

去子集

菅原集

山家集

百首共

菅家百首

撰集共

自撰歌

歌集共

和歌四式

未未元 雨吟

三五元

愚叔書

桐火桶

後集第一卷

可一書及類抄卷一云

といふ一巻はまや公任の

の三十一の歌仙えいし

後何のあそびのいん。

今の三十一の歌仙えいし

信實有てこころの信用

あつて其趣をさそふ

人存を結ぶ事也之の

事の中をまじりて

見んはくはくし

又千載の詞事

三十一の歌仙えいし

古まかり公任の

の作りの名を

人存を結ぶ事也

とて有る事集の

類聚名物考

類聚名物考

類聚名物考

類聚名物考

類聚名物考

類聚名物考

類聚名物考

類聚名物考

類聚名物考

類聚名物考

類聚名物考

類聚名物考

類聚名物考

類聚名物考

類聚名物考

類聚名物考

類聚名物考

類聚名物考

類聚名物考

類聚名物考

類聚名物考

類聚名物考

類聚名物考

類聚名物考

何れ巻

何れ巻云々

何れ巻云々

何れ巻云々

何れ巻云々

何れ巻云々

何れ巻云々

何れ巻云々

何れ巻云々

何れ巻云々

何れ巻云々

何れ巻云々

何れ巻云々

何れ巻云々

何れ巻云々

何れ巻云々

何れ巻云々

何れ巻云々

何れ巻云々

何れ巻云々

何れ巻云々

何れ巻云々

何れ巻云々

何れ巻云々

何れ巻云々

何れ巻云々

何れ巻云々

何れ巻云々

何れ巻云々

何れ巻云々

何れ巻云々

何れ巻云々

何れ巻云々

何れ巻云々

何れ巻云々

何れ巻云々

何れ巻云々

何れ巻云々

何れ巻云々

何れ巻云々

何れ巻云々

こあり鳥を盗まはれ後くらく三五元とらふとみたまのやうなりや
石室にたくくゆらふなり

思心秘書 二巻

見物定て可用此抄の内中七歳の時父卿助を
致中殿参内の時初や哥伴ふ今夜の秋のこぞ哥伴と
斜めも十歳感有りとあり是等も彼作れぬ事証拠有り其致の時
帝は修院とありまは御七歳の時帝を感せりまはし哥の深に不可

口書 丁三白書 三五元とらふとみたまの経 けり 有り知れ修子御有る傳

相也極 二巻

類聚名物考 註釋云 箱の本末 桐火桶此二書と上と同く家へ傳へれ
ぬはしき物なりと云泉為久卿のひまひしとあり

口書 丁三白書 三五元とらふとみたまの経 けり 有り知れ修子御有る傳

伴若候の澤々等前と云は御極の事任に御所の事かやうとあれども

ゆらとらり実よりけり御極の事任に御所の事かやうとあれども

ゆらとらり実よりけり御極の事任に御所の事かやうとあれども

いとありろり一は隔をゆきしとあり

名所数三入

名所数三入 久所方角抄一巻
極多ふ事考八代云一は字極の極のゆらとらり

まふあふあふの年とて在い
る極のゆらとらりゆらとらり
ゆらとらりゆらとらり

年山打聞巻下云古萬葉集の序此一篇中御門宣胤卿の親筆を西山公若
御時京師よりその出給ひいづ珍しき物と思ひし中院通茂公且野弘賢
卿も見合せ給ひ杖束拾葉集の巻頭載せ給へ其後萬葉集はつらつら
思ひし合するも全く不類なりて後人の偽作明らる宣胤卿といふ古萬葉集
拾ふと見ゆきとこの吟味も及たし寫し置きたるべしは拾葉集より
抜捨たり思ひしなり既に奏覧をり梓行せ給ひたれ御心に任せられ給
釋萬葉集の中委論し置せ給ひ此序の事尚後々契冲前と云ふ事申さ
べし

類聚名物考 註釋云古万葉集源順集天曆五年宣旨有初やまそ母撰所と
和書置置給ひ古萬葉集と云は撰をりぬ給ふなりと淡明思や萬葉集古
を冠らまひしは初めの一書原贈言の標し給ひを新撰万葉集云ふも
と古と云ふなりまは古物見えず迹比出若杖束拾葉集古萬葉集の序と云

物載りしむるはあはれなるものなりと云ふは、
この本の序

古萬葉集序

行道按此集は淳氏梅枝
卷のたのこむの古万葉集
をえらびりせむる四巻と
有り湖月抄は細流や
花鳥を引たむのこむる
真偽をいふ論あるは非
也

印本葉ヲ卒ニ得レリ

和世子并卷上^二卷^三 漢賦天皇の古万葉集の序は、
平假字の出来ありといひ傳ふれ、
来るるや、
とて、
又、
不、
好、
物

菅家百首 一卷

群書一覽卷四類三 菅家百首
有九十八首

歌やわらわたるる小後世の体何人の歌なるまといき考
ふむといふと菅神の詠るまといきといふも耳辰記云
天神の詠るまといきといふもまといき

今格耳辰記一卷鳥丸芝廣々細川幸直印の説を聞書せら
まといきのあり

未来記 兩中吟 一卷

三五記 二卷

僻案抄 三卷

大日本史卷二百廿一定家卿傳云按未来記兩中吟三五記僻案抄等
書或以為定家所著蓋皆係假託贋作故今不取

古今集序註

同書卷二百十八在鳥業平朝臣傳云按紀貫之序古今和歌集也舉

業平及僧遍昭文室康秀僧喜撰小野小町大友黑主六人
而評之後世稱曰六歌仙源親房古今集序註作六歌撰而其
書蓋係贋作仙撰字亦不同六歌仙之名未詳始於何時姑附
于此

古今三木三鳥秘傳

安齋隨筆卷五辨論云三木三鳥貫之時代ハ誰とも知りたる事
なる公述く幸代造隔と物名も変し詞易ても故知れぬ事
多し其事世に知らぬ人のなき時に至る好筆の者妄説を新作し偽
書を著し上古の人名を誣り某より後世の傳來と稱して人を欺く
幸あり其説神道佛法陰陽五行の理等をもつて造作し事理共妙
の圖ゆるやうに巧言したる者多し予ハ信ぜず知まぬ事ハ知れぬ片
付し置が直きニ彼神道佛法陰陽五行の理を混雜し牽強附會して

巧言を好むは浅學子陋識なる小畧の人のまゝ知るなり小畧なるが故に
其事を陰秘して已二人知るる由を一人の誇る事を好む者
同書卷十三 第七十 東下野守平常録。千葉常胤六男東六郎大夫胤頼を
下總国東庄三十三郷を領し代哥人より大内の御會へ伺ひし子孫在洛す
其後孫當時の下野守常録は公方家の近臣より馬の達者相哥の典
義を極め古今傳授の人なり 武家閑談 古今三木三鳥の傳授と云事ハ
此東下野守が始て造る事なり 夫と始て宗祇法師傳へて後より弘まら
ざり堂上の人より其傳を受る事なるなり 或書に見えたり其書名ハ忘
れり 古今傳授の書と云一の牽強附會神佛習合の説取らざるもの
定家家隆の比まで古今傳授と云事なり

住吉口傳

塩尻卷早云古今の序は春の朝芳野の櫻は人九が心に云ふことにも覚え

住吉口傳 克孝僧都の家書と云 散まの雪ちりぬの雲と見ゆは吉野の山の
花の盛ては此歌の心を貫くけり 或ハ王傳源秘卷と稱す 一條根政兼良が人九の贊
三と内じ吉野の櫻雲と見しやまと言葉ありやなやと此御自筆水無瀬家
て禪問何を克孝の書を見給はざらんや住吉口傳ハ偽書なり知難し

古今集傳授系

年山打聞卷下 柿本人 古今集傳授の系にて百年と云りあなみ人の書と云
覺しき手跡正三位權大納言柿本人麿卿と書たる物に見侍りぬる人の
作らむ一笑たたりと云ふ赤人を宰相せり此系の事後曾一松文之進拙語
アて云先年畠山午庵宅を見侍りし連歌師兼裁法師の手跡と云ふは
くし午庵申らるるごとく午庵ハ藩邸の醫師有しが古筆と好みて自き小名を
得たり

類聚名物考

書籍部一

古今教端抄

北村季吟作

今思ふ此抄は彼家以外の人も甚秘して見せぬを
幸して或人のより借見しふに物裏表の説として書きせぬ事云散ら
古人の抄物も無事多し努信からず寫し置し事今悔の公千度及らぬ程の
幸此外俊明の家も早し寫し置し十日抄二十卷有為家卿の抄とい傳へし
物あり其の物も此抄にも又書き物と別々自録の考と載せぬ此書と同じからず

新撰髓腦

同書云新撰集十訓抄貫之一人命を奉りて撰らるる後乃先小庵喜八年
正月の末佐の任趣を承平五年上洛の時帝先もて崩御の間奉らて止めし是
まば上りて止ましるなり此書とびい今世より近比新撰髓腦とて印本せし
偽作の物なり

定家卿鷹百首

類聚名物考

書籍部

源信通

成鴻道疏

の語りし此書の幸昔冷泉為久卿へ

尋申せし其家の傳へ給へ所久しなまごも極めて京極黄門の誦せしと云
非ざる由答へ給へりこりや

十二月花鳥和歌

同書云

源信通の語りし此書の幸と冷泉為久卿へ尋申せし是と慥なる

幸と此書を家の傳へ持給へりと答へらりこり

兵書類

速水行道輯録

訓閱集 十七卷

安齋隨筆日蔭蔓卷云訓閱集軍配傳書十七卷あり此書ハ
 大江の誰時ト云小笠原家ノ傳書ト云毎卷ノ後連名あり且連
 名ノ云清和天皇後胤自源義家公当家代々相傳任三位厚朝臣賴氏
 肩書小笠原大膳任三位厚朝臣氏隆肩書小笠原官内任四位下藤原信綱
 大夫勅武勇入道肩書上京朝臣武藏守上原常陸公藤原秀胤岡本半助石上宣就傳未如此あり
 又同書の中四十二條秘法卷ノ岡本半助ノ肩書此書慶長ノ頃於鞍
 馬毘沙門堂感得此本即鬼一法眼相傳鞍馬寺僧祐頼的々相承之
 本也予真相傳之本合而見之呪内梵漢之文字有二字相違想鞍
 馬出所之本吉備大臣傳末其右白河院朝鬼一法眼自多門天壽

兵書

中傳授之本也予所傳者大江維時傳來小笠原家代々相傳之本也
兩祖之間年代莫大前後之條少々相違有之者乎雖然大方無異信譽
○頭書一周年半助の奥書
實承八年辛未九月日とあり○貞丈按訓閱集第六頭實檢の條團と貝ん
えり 團ハヤハハ
貝ハカクニ 同第九ノ塵の作りあり 塵ハ武田信玄
此ヨリ用之 同卷ノ乳弁旗
の四あり 乳弁旗ハ康正三年
昌山政長始ニ作之 又同卷天子の錦の御旗日月を付る夏あり
錦御旗日月付リ 大追物の鑑倉室朝ハ
後醍醐天皇ヨリ始リ 同第十ノ大追物の鞭の圖あり 時頼騎射秘抄並高
忠閣書
見えり 同第十ノ下ノ親の樹やと記する所々天井の諸中祿の諸等
の名あり 此等ノキロノ諸ノ名ハ後代ホケ用方失セテ龍ヲホロ
ニ包テカモシテ故小紐多ク存其諸ガ名ヲ存タル 右の夏々ハ皆後代
始りたる夏々吉備大臣大江維時義家なる時代のハ曾て無之夏
也然る此等の夏を載るを以て訓閱集ハ妄説偽作の俗言書と知
ふし信まらまかれ又同書第十一四下傳系あり其言因老子
太公望黄石公張良吉備大臣鞍馬毘沙門天王さく鬼一法眼原次郎

源九郎義經祐順此四人一列ノ毘沙門より傳ふる祐順より諸尊以下
鞍馬法師十八人僧名今ハ段々傳へる趣あり次々ノ前上略劔術中略
良馬下略と云幸あり是を三略の秘傳と号す其秘傳ハ皆梵字符字
九字真言印相あり此外訓閱集の全篇梵字真言類を用る幸甚多
く專佛法を用る老子太公望黄石公張良より傳來と云書ハ佛法を
入るハ偽作る幸明なり彼四人の時代の漢字ハ佛法渡り來ら
ざる然る佛法を入るハ拙き偽り三略の書ハ七書の中ハ在マ
訓閱集ノ載る如る山伏の書業の類ハあらが信ある勿き
梧愆漫筆卷 小云訓閱集ハ類モ後ハ影撰故キモノナリ

類聚名物考書籍訓閱集大江維時が作の由その甚く實物中ハ仲辰
天皇豊樂宮にて異國の復陶公こそ兵道を知る者の兵術を習以給ふ
則黃帝の八陣なり應神天皇燒て之を吞せ給ふ故軍神と号し奉る云へり

二 兼之卷

自天雅記卷十三評之兼之卷といふ書一巻に三條の侍らふといふに
臣等終に臣名一は服より主侍らふなり侍らうとせむ侍らふ
兼之卷といふは兼之卷の主侍のよきなり侍らふとせむ侍らふとい
ふにけいせむとせむ兼之卷といふは自天雅記其外にもある所の根拠
あること書のせり軍陣の用いなきにまゝなり二つあり其書のあり侍ら
ふありありの至急の連なる中にもある名多くそむくやうなるふ
書の二種よりいふ名もれが如きの侍らふにまゝなり信用しれり
るに用いなきにまゝなり

三 楠七巻書

曰書評云近世板の楠七巻書といふ軍陣の書あり其の楠七

と申す又無^きく徳のまゝなるものなり。同じく無^きくあるもの軍は者の口はか
からずして欺^り。凡^そ幾^も千^も万^もや世^の人^は徒^らに感^ずる家^とび又大^の心の香^をせん
いづり

残儀兵的

その草母衣削着^を甲^も又問^ふと後子^の膝^といふ人あり宋の代の大儒なり
東坡居士^と号^しけ人の著^しる残儀兵的^の言^は兵書^の原本^{なり}なり其^の兵的^の
中^に漢傑^の之^の儀^とを言^ふあり其^の初^の中^に裸^のを言^ふ見^える^は唐^の母衣
布^{といふ}は^は荷^と言^ふ残儀兵的^のと^を言^ふ予^とと^を言^ふなりし^り其^の書^の
太^と訓^が婦^人の化^{して}張^良が夢^とと^を言^ふ六^の韜^と授^ける^を書^て後^に
大^と訓^が親^せ音^{なり}黄^石と^は麻^利支^天と^ると^を言^ふ普^門品^のの文^と
引^るる^もなり其^の文章^甚だ^{しく}日本^の五^條は^は字^の出^るる^の化^とこ^や
あれが化^{といひ}て^は人の信^を言^ふい^まと^を言^ふと^を言^ふ後^子膝^の名^を借^るる^もある。

が文章のありたるなりぬら^が根^のなりと^を言^ふなりし^り後^子の^書
と^を言^ふ者の^根なりと^を言^ふなりし^り卒^の知^るる^の化^とこ^や偽^の
作^の書^とと^を言^ふる^の化^とこ^や

甲陽軍鑑

南留別^は巻^の高^坂陣^正
と^を言^ふ者^は高^野の^書あり
番^が原^正は^は衛^門虎^次と^を言^ふ
と^を言^ふは^は甲^陽陣^鑑に^は他^の
の^偽作^るる^もなりし^り明^の
其^の書^のあり^は偽^多し^と取^らざ^らざる^書

今^は其^の書^を考^へ流^石卷^八の^此書^と我^の中^に揚^其の^書事^信思^作
書^の高^坂陣^正作^り此^の書^偽多^し考^へら^ば信^に難^しと^を言^ふ
其^の書^の類^義類^義義^無類^一米^科を^免さ^る其^の説^を我^の類^義
聞^くありし^り力^の理^{あり}し^りま^であり^は義^の比^軍に^はサ^イイ^用事^ナし^此説^偽なり^とみ^んえ^るなり^は此^の書^の

神^卷談^死起^日甲^陽軍^鑑と^を言^ふ
書^の高^坂陣^正と^を言^ふ者^は高^野の^書あり
雜^の信^用と^を言^ふ者^は高^野の^書あり
甲^陽の^書の^手と^を言^ふ者^は高^野の^書あり
玄^と言^ふ者^は高^野の^書あり
秀^吉興^と言^ふ者^は高^野の^書あり
聞^くありし^り力^の理^{あり}し^りま^であり^は義^の比^軍に^はサ^イイ^用事^ナし^此説^偽なり^とみ^んえ^るなり^は此^の書^の

委く本書を見て知るべし

武徳叢話卷七云上杉義春入道入庵公方より徳居被仰付京都
鉄屋町に閑居せらるる後、兩眼盲治ひ徒出のあり、常々書物と讀ま
被聞、寛文三年、甲陽軍鑑を或人持参し慰ひ讀み入庵聞て何
大分相違多し、第一謙信を振原景時が末と書り、謙信本名氏長尾村
岡将軍忠通三男鎌倉四郎景時が孫鎌倉次郎景弘初長尾氏にて
子孫長尾と号す隨筆此文ヲ載シ、朝臣
開談卷三下、或は同之ヲ書シ、振原八村岡忠通三男權大夫景通が
末之兄弟の別れり、又長尾義景と書る、我舅長尾政景が事
義景、非也、又天文三年の記録、公方靈陽院義昭公と書り、義昭公ハ
秀吉公御他界の前年迄御在世、慶長二年八月十六日義昭公薨逝被成靈陽
院の号を贈り、高坂彈正が死せり、天文六年、慶長二年、義昭公他界二十
年前に死せり、高坂が何れ、二十年後、御他界あり、義昭公の靈陽院

の号を知り書り、不審、松永彈正ハ天正五年十月、切腹せり、天正
三年六月の記中、載り、三年後、松永滅び、事を何れ、三年前、知て
書載り、天文十六年二月十五日、晴信甲府八幡へ諸山本勘次を呼置、國の
事を尋せり、勘次其座より大内義隆を家臣陶屋長守晴顯が侍り、
事を詰り、書載り、義隆、天文二十年九月、長門國深川大宰寺に生害
の晴信、勘次が詰り、年月より四年後の事、川越夜軍ハ北條氏康、西杉
と戦、書載り、年月大く相違、川越の夜軍ハ氏康が父氏調と上杉嘉朝
定との戦、天文六年六月十日の夜、又上杉、氏康が勝れ、川越の合戦ハ
九年後、天文十五年四月廿日の合戦、是より兩度を一度り合せて記す、大分
誤、城主上杉左五門大夫憲勝、又友定と云ハ上杉一門より、朝定の事を
但朝定ハ十五年以前、天文十五年四月廿日、討死、是等、不定論、甲陽軍
鑑ハ偽の事を記す、信じ難し、其上謙信代を、我直り見たる事、殊外相

違ありと重祚して読きて聞れり。

今按安齊隨筆卷十二載^{十一}甲陽軍鑑偽書と標して右の文を引

きて貞丈云右の外河中嶋合戦の事其外相違多し別記に物あり

武家閑談卷二云落合清右衛門井上三郎兵衛と云皆上杉家の浪人なり
兩人の物語信玄と謙信川中嶋一戦う大刀打せり天文三年八月
十八日の合戦の刻御幣川の川中より太刀打其時武田典厩を村上義清
渡り合武田夢の鞍の故を信玄と云思ひ組打ち討取ると此日七度^論
十度ハ謙信勝六度ハ信玄の勝其夜信玄退散翌日謙信引取其後弘治
二年三月廿五日夜謙信筑摩川を渡り信玄の旗本をりやぶり板垣駿河守一
條六郎小笠原若狭守諸角豊後守山本勘久初鹿源高を討取然るに
甲の方先手飯富兵庫高坂彈正真田一徳斎等一万餘神戸山より廻り謙
信を前後より攻討是より謙信ハ川を渡り引退り次九六^日信玄と謙信

と又合戦日中七度勝負不付翌廿七日相引き上杉家中西度の合戦
謙信家より討死せり人曰く日年月日分明永禄四年九月十日の川中
嶋の合戦は上杉家の沙汰なり西人物語

安齊隨筆卷十三^{十一}甲陽軍鑑ハ川中嶋合戦永禄

四年九月十日唯度の事記す上杉家の記ハ大違なり甚偽作也甲陽軍
鑑ハ高坂彈正が記と偽りて小幡勘兵衛景憲が妄作也甲州流の軍法
と云事と取立り故其事と実とて人か為し信玄の合戦勝利あり事と
述し又武徳叢話^{十一}和田喜兵衛と討永禄三年上高崎との
事ハ川中嶋合戦の時非ざり武家閑談又同し甲陽軍鑑ハ川中嶋
合戦の時の事と記す偽也

棟梁集^{三社}宣諭云甲陽軍鑑云此書高坂彈正の名を假り小幡勘兵衛が作まるとし
安隨筆の老人物語の巻に見ゆに棟梁談死南首別志を偽言にていひてたは
一概なることなり

姑傳後再入

武門要鑑抄 二十卷

逸史四載後倭傳 逸史氏曰兵家之祖述不謙信氏猶信玄氏也然謙信氏之用兵行威一出乎意匠未嘗有成武後嗣亦罔攸論著焉今名其兵書益皆係偽撰予嘗徵諸羽藩文獻者如此為容者之托笠原猶且忌意增損失其真者多矣初ハ所據乎要不足信也謙信兵法世多有之故予揭斯說以祛惑ハ矣

日本外史卷十一足利氏後記 武田上杉記云外史氏曰世傳二家兵書有出後人假託者不可盡信特言兵於我邦期乎二公者不可不知其由也云後之言兵者觀二公相與之迹識其形勢機權之大然後參之其書辨別真偽其法可得而詳論云々

南不武經

恩地圍書

南山巡狩録首卷例云南不武經恩地圍書等ハ二公の僞作ト云々

古まの所會せしものゆゑとらば

↑信長傳の事取入

所引物語ハ南不武經ハ足賢の頃安藤掃雲軒ト云ハ生兵學者

楠の名ヲ託シテ偽作せる物なることニツキ

夜會記

類聚名物考書籍 夜會記序云々ハ富山重忠或ハ太田道灌の手書出

り云々ハ甚しき偽作の物なり其中云々軍學者云々者ハ此六七年已来出采し者なり其世ハ此名有とるし是ハ後世の兵家者流の作せる物ナリ宋儒の意を取テ書ク物ナリ

同書部籍云菅家遺誠二冊是余の偽書なり菅家の御作なりと云其
書の中も書と評す宋學者の言有り後御名を借て作まる物なり偽書
菅丞相往來かきの類あり

釋書類

二十五

古事記傳卷六十四世宗十王
延喜の御代菅原王國
自人間地ま言百史善耶
名無世思並名稱殊國
三と云世思此延喜の御代
延喜と云世思此延喜作ま
ゆりり預許國と云神
曲中傳作ままの御代
を記す神曲の條に
三と云世思此延喜の御代
延喜と云世思此延喜作ま
解すなり

玉勝間卷十 延喜の御代菅原王國
十と云世思此延喜の御代
延喜と云世思此延喜作ま
ゆりり預許國と云神
曲中傳作ままの御代
を記す神曲の條に
三と云世思此延喜の御代
延喜と云世思此延喜作ま
解すなり

三 雜書
三 社詞の系
釈書

玉祥差四部伝はす延喜の御代菅原王國
延喜の御代菅原王國
延喜の御代菅原王國

日蓮親書施漫荼羅記
異國叢末祈禱注録

螢蠅抄附録載弘安記云按本書記文永弘安事甚詳然
後人所偽作謬語不少仍不收正篇下倣之者有之此二書を載
る

清淨法行經

安齊隨筆卷四 第七十三聖賢 云清淨法行經曰我遣三聖化被震旦
下字集禮義失用 然後可進の字あり 月光菩薩 彼祚願回 光澤菩薩 彼祚仲尼 迦葉菩薩
彼祚老子 此經文一條 善長公 榻嶋曉筆より引く 下字集より引く
古文後集の首書より引く 我國諸神本地垂跡を云のこの非を
漢土聖賢の本地垂跡あり 彼經偽經なるべし 彼經又弘法傳教
智澄益覺等の所作るらん 漢土の僧の作らあるらん 又馬ハ

馬頭觀音の化身と云牛ハ迦葉佛の化身 宋花知語 こと云畜生
まて本地垂跡を云へ 日本の諸神も漢土の聖賢も牛馬の何れ彼
皆佛の化身と云て仏より貴き物外なるらん こと云て偽を云へ
仏法より毒語戒を説るらん 佛説ハ皆毒語なり 其毒語を号して方
便説と云 毒語の罪より地獄にて舌を抜るらん 釈迦ハ第一番舌
を抜るらん 僧徒の偽を号して朝家を欺き奉り 庶民を惑はし 財宝
を貪るらん 毒語の異名を方便と号するを幸ひとて 奸計を行ふ者

今按出定後語卷下 佛出朝代 云家墓因縁經云閻浮提中
有振且國我遣三聖在中化導人民 清淨法行經云光澤菩薩
彼祚孔子 迦葉菩薩 彼祚老子 月光菩薩 彼祚願回 本起經
法一万年月光菩薩出振且國 是皆漢土頗類所假託 劉宗士平心
録此之者得矣 是不出於法珠破邪論劉引以非 云へてかき此等
之意是諸經皆法珠以後假託

の類ニミナ是偽アキラカ經ニミナたる事明アキラカなり。但ニミナ漢僧ニミナの所為ニミナを傳教ニミナするの敷ニミナ行ニミナせむものなり。

法華經疏 四卷

維摩經疏 五卷

勝鬘經疏 一卷

上宮聖德法王帝說云。即造法華等經疏七卷。證註云。按勝鬘經疏卷。誰摩經疏卷。法華經疏四卷。今猶存于世。然卷數不合可疑。

枕草紙 一卷

堀尾卷五十四云。源信惠信枕草紙長保三年三月の作一卷あり。此書源信の作。亦予觀心要略ニミナと同。後世台家の私作なる由山門の學徒ニミナ實ニミナ一京要決及往生要集等の事と好拙ニミナの異なるニミナのニミナたからん。又解義其拙し。

類聚名物考晴齋云。今案勝鬘經義疏ハ聖德太子の作りめ給ひを昔此方の僧西土へ持渡りしを西土にて又疏を加しと云傳へて今印本五卷あり。卷首ハ勝鬘經疏義私鈔と有り。惟揚法雲寺僧明空述とあり。是ハ西土の令さて太子の鈔と云事口傳ニミナのニミナ何の徴ニミナと疑ニミナし。元亨釋書元卷ハ推古天皇の御宇太子此經を講じ給ひ義疏を製ニミナせし傳ふと有り。日本紀も其ニミナをニミナし。勝鬘經與書跋云。此鈔者延曆寺座主慈覺大師以承和五年奉使入唐。幸達揚州。詢求法文。録宿殖。故遇此疏鈔。寫得。送歸。獻山鎮藏。其疏王者南嶽大師。後身上宮太子。又鈔主者天台六祖妙樂。弟子祖孫道合。先采妙極音師。獲之流傳。本朝可謂擊固之士。權示先後傳教。故迷末學。信之須臾。敬重。自觀十三年十一月十六日。前入唐沙門圓珍敬記。今案此跋を以て證文とす。然し此文章ニミナのニミナき物ニミナ有り。後人偽作ニミナ出たる事計ニミナし。印板ハ貞享十三年仲春小刻ニミナなり。

地理類

日本風土記

棟源抄集 復小谷 三思書 古言様 諸国の風土記 傳らば今たゞ出雲風土記と豊後凡土

土記の相通して三種の書に 血子 諸国の凡土記の遺き 其言 古よりたぬ好幸の偽り書しものちれがとす

まご後人の偽書るれ取れた記のうへに遺まり云 古よりたぬ好幸の偽り書しものちれがとす

三種 六箇上と雷知とも 王勝間卷一 古云 風土記 いとも 物るるわ今たゞ出雲二国の

好古山録表上解の下 多智城云按壹碑 考三載 三所 陸奥国風土記 族の崩壊 後人の偽書する

ちがひいせめらるるが 言 かくて風土記と今の世とがまじりあるを
ちがひのたを良の法代のちがひが 言 後のあまらるる 言 古のい
かりて大く 言 の 言 ぬ 言 の 言 其中 言 豊後国 言 の 言 良 言 の 言 ちがひ
い 言 の 言 全 言 の 言 ちがひ 言 の 言 ちがひ 言 の 言 ちがひ 言 の 言 ちがひ
ま 言 の 言 ちがひ 言 の 言 ちがひ 言 の 言 ちがひ 言 の 言 ちがひ

地理

るからいふところかぬとて、
よらこも故らぶ。——
多るふ、

秘草 卷上 武家元はの事か云 今世も三侯一侯といふ事ありども
それかおの事長考が随事の出るは、
人序、後、
てか、
定して、
是、
うら、
後、
一、
掲、

貞丈雜記一巻 礼部より南より
 朝配傳より書き義持將軍
 の海軍永三平の差原長房
 今川氏忠伊勢自任仰せ
 武家の礼式を定むる有り
 今川伊勢の家譜より其
 事見え今川差原の威譜より
 三人の多々時代より相違したり
 三家の人礼式を定むる事
 信用し難し別三談一説并
 云書き安し記し置くあり

新文三巻の考
 三談一説の考
 三談一説の考
 三談一説の考
 三談一説の考

三談一説并いし書し記さし事とし書し義持の冊
 他ら書し禮書の徳仁の礼の冊に比しるる内証更事なり
 平貞成にあり天文永祿
 比のくありほろ道徳
 之殿中これ節元諸人宜く事勿論む
 御法度雖有くね取被定置は則ハ唐花院殿中の御代
 以件教被定置置は御物殿中石生の御代徳仁の乱
 後失之此長常に及右被仰せし也貞仍とれおわ結りる由
 貞遠信三門に在る事
 及右の政の威に依り海軍平貞家おられ
 後及貞れりは五又他社に貞まはは
 大寺に之れ海軍義成の代に居
 多の事し 直加は忠取まの事ありあり
 害忠の伊勢が氏の事ありあり

貞丈雜記卷十二の考云々
 貞丈抄より三談一説の事一社の事
 伊軍家の作をうけりて撰る事
 曾て三談一説の事
 今川の事
 日れは伊勢武家の事

其比の今川ハ伊豫守貞世伊勢ハ伊勢守貞信なり是れ其信
 じ難き事を知し思ふに彼書は各三談一説と云題号は後人の偽
 作なりし彼書の本々ハいづれ古き書を見ゆるり用ひべきもの云云彼
 書の題号ハ富家ら法集三談一説大双紙ありいづれ古き書見ゆるり是れど
 長き類号の書ハ有まじたり是れ未ハ富家ら法集と云く云たるを
 後三談一説と云名をとりて書する故如此長き題号と成る物なり

信し

伴信友此書云八雲御抄學書ノ下三ノ菅家万葉集者菅家撰也二卷書也序曰寛平在載秋九月廿五日下卷延喜十三年八月廿日云是他人撰也或說源相撰云如何いふ事なり按菅家相此序ノ記せる延喜十三年以前の元年にたせらるる以三年太宰府より遷し少平然まば此序ハ後人のなる事疑なく御抄の御説の如し猶按上卷の序ハ上下両軸總三百有首とあり今檢多ハ上卷の歌百十九首下卷の歌百三十三首ありて總二百五十二首あり序ハ三百有首とあり合ふ然まば下卷の既ハ缺たると御抄ノ記したる源相公の新ノ作と添らるるものなかりむ又下卷ハ歌のニ缺たると日本の遺まるとありあつめて詩ハ後人の作添たると序ハ其人のまよひたりといふこと順徳院の御時既ハ此下卷のまよひ有つ事ハ八雲御抄ノ知らまたり

契沖首書本の目録云下卷の初ハ延喜十三年八月廿日謹進と云へる序あり

むがつるま物るれど頭昭法橋の書きたる物なり此事あればいふことある昔よりありと事々又下卷の末ハ女郎花の歌五首ありまよひの詩とて是も昔よりあり共ハ後人の添たるとあり

群書一覽卷四類此書云此書下卷の絶句韻字ありて上卷ハ比まれば也拙し次ハ菅公の御作ハ此を後人の偽撰とて上卷ハ添たるとあり

今按此書序ハ三百有首とありて其数の足らざるハ何れの歌書ハ四季ヲ五雜とあるハ大抵の定まらざる此書四季ヲ五のとらざるれば若くハ雜部の缺たるハ此を以ての歌の數も然あるべしと云ふ

十訓抄

類聚名物考書籍云二訓缺て無し今本十訓十卷とすハ偽作なり

和漢朗詠集 二卷

此説傳之礼入之
今按古本不書今此書加寄
人三十三代堀河院御時此部
詩又能相應之古本ヲ敬入師
桐御寺盤可云

和漢朗詠集 二卷
在歌雜類
今按古本不書今此書加寄
人三十三代堀河院御時此部
詩又能相應之古本ヲ敬入師
桐御寺盤可云
今按古本不書今此書加寄
人三十三代堀河院御時此部
詩又能相應之古本ヲ敬入師
桐御寺盤可云
今按古本不書今此書加寄
人三十三代堀河院御時此部
詩又能相應之古本ヲ敬入師
桐御寺盤可云

の後孤あふぐやあひ

吉野拾遺 四卷

群書類從錄 此書を以て
尾山古吉野拾遺上下二巻以
野藏旧本書字以屋代弘智藏
本校合于流布印本の偽造を
其三三第四文体不同且記不
吉野事特野藏卷句關係宗
社法師作則後人竄入不持
可知也

梅園日記卷四兩軸云吉野拾遺一巻
うめりうりしてくれいそ
群書類聚除くれらる卓見といふべし
志のをつくと云こと
に近き詞也且も亦偽書の一證也
古記又人の書添 職有鈔 二卷

職有鈔 二卷

官職浮説或問云旧本書子の職有鈔八征長將軍篇中筆とらめ
かて然る不鏤板職有鈔親王より侍篇中至る後人偽作ヲ附會せしか

長明道之記 一卷

本海區名所考卷一馬嶺三寺略本明道之記は海區記といふ書
あり是と校す所を所記第五卷十月十三日傳言より命を傳
給す傳は死す事傳ゆわると傳の事傳ゆわると傳五卷とて
素傳四年二月八日本林より十四日ありて卒すといふは記傳
傳ゆわると傳ゆわると傳ゆわると傳ゆわると傳ゆわると傳
後廿二年と傳ゆわると傳ゆわると傳ゆわると傳ゆわると傳
ゆわると傳ゆわると傳ゆわると傳ゆわると傳ゆわると傳ゆわると傳

長明道之記

と書す教のえりのをまあるむとて口書卷二早石ゆは又ころゆ
として惟中後を教りてかをを所傳ゆわると傳ゆわると傳
ゆわると傳ゆわると傳ゆわると傳ゆわると傳ゆわると傳ゆわると傳
ゆわると傳ゆわると傳ゆわると傳ゆわると傳ゆわると傳ゆわると傳
ゆわると傳ゆわると傳ゆわると傳ゆわると傳ゆわると傳ゆわると傳

和板書籍考卷四雜記四條院仁治二年に或人鎌倉三下ル道
ノ記ナリ長明作ト云事不審也

和板書籍考卷四雜記四條院仁治二年に或人鎌倉三下ル道
ノ記ナリ長明作ト云事不審也

雜類

劔卷 三卷

梅園日記卷五劔七云参考太平記凡例小印本今行平世者首
 有劔卷活字古本及九部異本並無當於南都得劔卷舊
 本題云平家物語劔卷蓋劔卷元當附平家物語而近來誤
 附太平記耳と有り又屋代輪池翁所藏古寫本平家物語
 亦劔卷を附したりさま平家物語の附まさり論るまし也似
 とも然るふ兼應二年開校の単行本劔卷三卷を見しに
 卷首のつぎのまと題してあひりの滄あり梅新増書籍
三卷今考るましと滄の物を平家物語のまに附した物あり
 あらび各別る書をなすべしいふといふは平家物語と劔卷と抵悞
 するもいり劔卷云同しき二年元曆中二月十一日又平家せめにいふ

らんとうわらるるべかば死せし船をろへりし時九郎判官や
梶原と名ははらるるそふそふせしころへしてあるふちなかりに
より此書は平家物語と同一なり 按し元暦
二年二月 渡邊福島両所よりそ
へりし船と名のそふつふ既にいふことありて月もあはれ神
崎と福島とありぬ 劔の巻小又云されども義経は大風ゆも
むきまぐしてつづいた船卒般とりのつて五十まきまてをせしと
平家物語より五艘出て走りしとありて船の数たがへり劔の巻
小又云義経は平家のいけがらふもあひつて関東へ下向ありし梶原が
護言よりつて腰越を関をせしと鎌倉へはいれしと平家物語より
ら金洗澤に閑居て大臣殿父子けり奉りてそれより判官と腰
越へおひらへするたふありぬいふあるやとていふべしとの上平家物
語に附るべし小鳥拔九母子九等の平家の太刀とて載るべき也

ていへる太刀のみをあげしるやも別なる書なるを以ら
し

十三夜日記残月抄巻三十一云劔巻は今太平記のちがふ所刻しれ
ば世々太平記の劔巻とありしごとく屋代弘賢主の藏本は平
家劔巻と題号せり古本有る太平記の時代より古き寫本
のほまじき由是平家物語の所録なるべきなり 弘賢主の考あり
参考太平記に載らざるは具眼の考をせむこと

今按し其考説は見ざるや猶単行なるや幸梅園日記の
説より明なり次条に載る弘仁歴運記の例を思ふべし

弘仁歴運記 一卷

弘仁歴運記考 右云是書印本延喜式の巻首に出る其撰者
ハ何人といふ事詳ならず 嵯峨天皇の弘仁に記さる書なる事

伴將賢書入云長首弘仁
二年西書歴運記云式ニ
載ルニモ二班ノ月録ニ載
レシカハ別ニ在シモ此ヲ撰
紛テ延長式ハ入ルモノナラバ古
本正ニモ此等ノ古ヨリナラシ
モ式ニ載レシトテ出来ルモノ
ナラバ延長四年頃ニテ載
スルニ弘仁二年ニテ止ルヲ
モ思フニ

三姓尸録 一卷

ハ本文より今上弘仁二年辛卯と云へる語の有^ル明^クな^マア
延喜式を奏進^シら^マシ^テは延喜五年十二月ありき^ハ斯^クテ題名^ノ下^リ
此歴運記ハ其ノ中百十四年前小書著^スる記^ナリ云^ハ今名公卿記とあり^テ實^ニも歴運^ノ事^ヲ記^スるハ僅^ク五章
の^ニ出^テ末^ハ御代^ノ官職^ノ沿革^ヲ有^リし事^トもを記^ス
して公卿補任^ノ祖書^トも云^ヒき^ハ賸^カ裁^ハ少^ク初^ニ後^トハ似^ツ
りぬ書^ナリ又^レ此記^ニさ^ラ小^式ハ^ハ與^ル事^ヲ方^キ物^ヲ取^ルバ元^{ヨリ}其^ノ首^ニ是^レ
頃^ニ出^テ雲^ノ国^ノ守^ノの^奇正^本ハ^ハ貞^高本^トい^ハハ^ハ此^ノ記^ヲを^載ス^ルハ
抑^テ此^ノ首^ノ本^ハ考^異ハ^ハ収^ラマ^スた^ルハ^ハ是^レ事^ヲ也

辨^ハ不^レ定^シ

今按^テ姓氏録^及姓名録^トい^ハハ^ハ書^ノの^ある^をを^思ふ^ハ此^ノ
説^由有^リて^聞ゆ^キハ^因小^テ本^ナク

古史^ニ徵^レ開^顯記^夏之^卷 ^{新撰}姓氏^ノ録^ノ云^ハ拾^テ枚^ト抄^ルる^ハ姓^尸録^部を

決^メて^彼抄^ノ撰^者の^著せる^を又^レ古^クより^傳は^スる^書を

拾^ヒ載^ラま^スる^物あり^其ハ^他部^ハこ^ノ某^部と^記され

ん^バ此^部と^姓尸^部と^記さ^ルは^まを^録字^{ある}を^以て^思ひ



